

【特定建設作業一覧表】

○が付いている作業を実施する場合、届出が必要となります。

作業名	騒音	振動	備考
くい打機(※1) くい抜機(※2)又は くい打くい抜機(※3) を使用する作業	○ (※4)	○	騒音※1:もんけんを除く 振動※1:もんけん及び圧入式くい打機を除く 振動※2:油圧式くい抜機を除く 騒音※3:圧入式くい打くい抜機を除く 振動※3:圧入式くい打くい抜機を除く ※4:くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
びょう打機を使用する作業	○		
さく岩機を使用する作業	○		移動最大距離が50m/日を超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業	○		電動機以外の原動機を用いるもので、その定格出力が15kW以上のもの さく岩機の動力として使用する作業を除く
コンクリートプラントを設けて 行う作業	○		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る モルタル製造用のものを除く
アスファルトプラントを設けて 行う作業	○		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
バックホウを使用する作業	○		原動機の定格出力が80kW以上のものに限る 国土交通省が指定する低騒音型機械を除く
トラクターショベルを 使用する作業	○		原動機の定格出力が70kW以上のものに限る 国土交通省が指定する低騒音型機械を除く
ブルドーザーを使用する作業	○		原動機の定格出力が40kW以上のものに限る 国土交通省が指定する低騒音型機械を除く
鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する 作業		○	
舗装版破碎機を使用する 作業		○	移動最大距離が50m/日を超えない作業に限る
ブレーカーを使用する作業		○	手持ち式を除く 移動最大距離が50m/日を超えない作業に限る